

嶺北消防組合火災予防条例の一部改正について

嶺北消防組合火災予防条例の一部が改正となり、令和6年1月1日より施行されます。
なお、ご家庭においても対応が必要になる場合がありますので、[Q&A](#) をクリックして火災予防にご協力をお願いいたします！



[【Q&A】ご家庭での蓄電池等への対応について](#)



主な改正内容は以下のとおりです。

蓄電池設備に関する規定について

近年、蓄電池は、災害時の非常電源や電気代の節約、太陽光発電で作られた電気の自給自足などにより、事業所をはじめ一般家庭においても普及が進んでいます。

このような昨今の蓄電池設備の多様化や、蓄電池容量の大容量化に対応した安全基準になるよう改正します。

主な改正内容は次のとおりです。



- 蓄電池の規制対象に係る単位をkWh（キロワットアワー）に変更。
- 蓄電池容量が10kWh以下のもの及び蓄電池容量が10kWhを超え20kWh以下のもので出火防止措置（JIS規格適合品など）が講じられたものは規制の対象から除く。
- 開放型鉛蓄電池を用いたもの以外は耐酸性の床などの上に設けなくてもよい。
- 屋外に設けられた蓄電池設備で延焼防止措置が講じられたものについては、建築物からの離隔距離は不要。
- 蓄電池容量が20kWh以下の蓄電池設備は、**届出不要**。

| 電流量 | 火災予防条例への適合の要否 | 消防への届出 |
|-------------|---------------|--------|
| 4800Ah・セル未満 | 対象外 | 不要 |
| 4800Ah・セル以上 | 条例への適合 | 必要 |



改正後

| 蓄電池容量 | 火災予防条例への適合の要否 | 消防への届出 |
|-------------------|----------------------------------|--------|
| 10kWh以下 | 対象外 | 不要 |
| 10kWh超 20kWh以下 | 出火防止措置が講じられたものは対象外 | 不要 |
| 20kWh超 | 条例への適合 ※延焼防止措置が講じられたものは離隔距離不要 | 必要 |

固体燃料に関する規定について

固体燃料を用いた厨房設備の炭火焼き器は、使用温度に関するデータが存在しなかったことから厳しい規制が適用されていましたが、建築物等及び可燃性の物品までの**火災予防上安全な距離が緩和**され、新たに規定されました。

主な改正内容は次のとおりです。

炭火焼き器は厨房設備の規制となり、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離が規定されました。設置の際には、**下記の離隔距離を確保して安全に使用して下さい。**



| 対象火気設備等又は対象火気器具等の種別 | | | | | 離隔基準 (cm) | | | | |
|---------------------|------|------|------------|-------|-----------|----|----|----|--------------------------|
| | | | | | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | 備考 |
| 厨房設備 | 固体燃料 | 不燃以外 | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器 | 100 | 50 | 50 | 50 | 注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。 |
| | | 不燃 | 木炭を燃料とするもの | 炭火焼き器 | 80 | 30 | — | 30 | |

お問い合わせは各消防署の予防指導課まで

- 嶺北消防署（春江町・坂井町） 51-0911
- 嶺北あわら消防署（あわら市） 73-0119
- 嶺北丸岡消防署（丸岡町） 66-0119
- 嶺北三国消防署（三国町） 82-6119

